## 大口定期預金(自由金利型定期預金)

平成24年8月13日現在

	平成24年8月13日現在					
商品名	•大口定期預金[単利型](自由金利型定期預金)					
販売対象	<ul><li>・法人および個人の方</li></ul>					
期間						
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul><li>一括預入</li><li>1,000万円以上</li><li>1円単位</li></ul>					
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。					
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度)	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。					
(3)計算方法	なお、中間支払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の利息には20%※(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。					
税金	※平成25年1月1日~令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。					
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。					
中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、別表(裏面)の預入期間に応じた中途解約利率 および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払 います。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算し ます。					
金利情報の入手方法	<ul><li>・金利は店頭の表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。</li></ul>					
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、電話:0120-549-274)にお申し出ください。 紛争解決措置 滋賀弁護士会(電話:077-522-2013)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、					
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。					
その他参考となる事項	<ul> <li>満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>預金保険制度の付保対象商品です。定期預金(積立・財形貯蓄商品含む)、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</li> <li>預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。</li> </ul>					

## 定期預金中途解約利率一覧表

約定期間 預入日から 解約日までの期間	1か月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの	
6か月未満	解約日における普通預金利率					
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	
2年6か月以上3年未満		約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%	
3年以上4年未満			約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	
4年以上5年未満				約定利率×80%	約定利率×80%	

<sup>※</sup> 期日指定定期預金については、約定期間3年以上4年未満の利息計算をします。

## (ご注意)

中途解約利息が、すでにお支払いしている中間利息合計額に満たない場合は、その差額金を解約時に差し引いた元金をお支払いします。